平成２９年（フ）第１７１号
埼玉県春日部市中央８丁目３番地23　ジュネパレス春日部第11―203号
債務者　原田　富雄
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
新潟県長岡市上岩井3444番地
債務者　板倉　　功
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
札幌市東区北28条東19丁目１番５―102号
債務者　越後　千帆（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８１号
札幌市南区川沿12条４丁目１番29号
債務者　坂上久美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８６号
札幌市西区二十四軒２条４丁目３番７―207号
債務者　瀬野尾暁子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５００号
札幌市西区八軒５条東２丁目１番９号
債務者　住出　　司
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１２号
札幌市東区北10条東17丁目２―39　ドリームコーポ101号室、住民票上の住所札幌市東区北８条東17丁目３番20―410号
債務者　阿部　嘉彦
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４７号
札幌市西区発寒３条２丁目４番12号　アーバンライラックⅠ―101号
債務者　山口みどり
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
新潟県三条市興野３丁目13番13―301号
債務者　徳永　啓一
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１５号
新潟県上越市子安1253番地　シュガーハウス鴨島105号
債務者　飯田　麻美
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１７号
新潟県上越市石橋２丁目10番18号
債務者　古川　峰子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１９号
新潟県上越市栄町１丁目６番９号　サン・コーポラス105号
債務者　碓井　知美
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第２０号
新潟県上越市春日山町３丁目21番11号　ひまわり荘102号
債務者　大塚　信生
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第８７号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原503番地１　ロイヤルガーデンＫ101号
債務者　廣瀬　久子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第８８号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原503番地１　ロイヤルガーデンＫ101号
債務者　廣瀬　愛子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７６２号
大阪市中央区高津３丁目３番34―502号
債務者　三好　亨平
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３５１号
大阪市平野区長吉六反２丁目12番20号ロイヤルメゾン長吉102
債務者　深草　美幸
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部